

2021年2月吉日

受益者各位

拝啓

シュローダー・セレクトション・ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ

名称変更ならびに投資目的、投資方針の変更について

当社は、2021年3月31日（以下「効力発生日」といいます。）に、シュローダー・セレクトション（以下「ファンド」といいます。） - ユーロ・シリーズ ユーロピアン・オポチュニティ（以下「サブ・ファンド」といいます。）の名称ならびに投資目的および投資方針の変更が行われることにつき、謹んでお知らせいたします。サブ・ファンドは、現在、シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンドのサブ・ファンドである、シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロピアン・オポチュニティ（以下「消滅ファンド」といいます。）のクラスI受益証券に投資しています。

消滅ファンドの資産は、シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンドの別のサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンド・ユーロピアン・サステナブル・エクイティ（以下「存続ファンド」といいます。）に吸収合併されます。この合併（以下「本合併」といいます。）の結果、効力発生日以降、サブ・ファンドは、存続ファンドのクラスI受益証券に投資され、サブ・ファンドの名称は、シュローダー・セレクトション・ユーロ・シリーズ ユーロピアン・サステナブルに変更となります。

シュローダー・インターナショナル・セレクトション・ファンドは、本合併により消滅ファンドの受益者は利益を享受できると考えております。消滅ファンドおよび存続ファンドは、同様のリスク特性を有する同様の投資戦略を有しており、いずれも、主にヨーロッパの企業へ投資し、同様の保有銘柄数（40 から 60）を有しています。存続ファンドは、投資利益の達成を目的としてデリバティブを使用することができますが、消滅ファンドは、当該目的でデリバティブを使用することはできません。

消滅ファンドの受益者は、現在の受益証券の代わりに、同じ価値を有する存続ファンド受益証券を受領します。

サブ・ファンドの投資目的および投資方針の変更について

本合併の結果、ファンドの英文目論見書に記載されている、サブ・ファンドの投資目的および投資方針は、以下のとおり変更されます。

(変更前)

Schroder Investment Management (Europe) S.A.
5, rue Höhenhof
1736 Senningerberg
Grand Duchy of Luxembourg

Tel: +352 341 342 202
Fax: +352 341 342 342

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令 2009/65/EC および 2010 年法のパート I に基づき UCITS としての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロッパ・オポチュニティ（「マスター・ファンド」）のクラス I 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することです。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書は、ルクセンブルクの管理会社の住所地において入手可能です。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがあります。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および/または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および/またはそれらの組合せを含みます。

マスター・ファンドは、以下の投資目的および投資方針を有しています：

投資目的：

マスター・ファンドは、ヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券への投資によって元本の成長を提供することを目的とします。

投資方針：

マスター・ファンドは、少なくともその資産の 3 分の 2 をヨーロッパで上場する企業の株式および株式関連証券に投資します。

マスター・ファンドは、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的とし、デリバティブを利用できます。また、マスター・ファンドは、短期金融商品への投資および現金の保有も可能です。」

(変更後)

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、ルクセンブルグ法に基づき設定された投資信託で、EU指令 2009/65/EC および 2010 年法のパート I に基づき UCITS としての資格を有するシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドのサブ・ファンドであるシュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ヨーロッパ・サステナブル・エクイティ（「マスター・ファンド」）のクラス I 受益証券に投資することにより元本の成長を追求することです。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドの英文目論見書は、ルクセンブルクの管理会社の住所地において入手可能です。

マスター・ファンドは、そのリスク内容に従って、投資目的、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用目的のために、デリバティブを用いることがあります。デリバティブは、株式、通貨、ボラティリティまたはインデックス関連のデリバティブ等を通じてマーケット・エクスポージャーを算出するために使用されることがあり、店頭市場および／または証券取引所で取引されるオプション、先物、差額契約、ワラント、スワップ、先物予約および／または上記の組合せを含みます。

マスター・ファンドは、以下の投資目的および投資方針を有しています：

投資目的：

マスター・ファンドは、投資運用会社のサステナビリティ基準を満たす、ヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資することにより、3年から5年の期間をかけて、手数料控除後でMSCI・ヨーロッパ・インデックス（税控除後配当込み）を上回る元本の成長を提供することを目的とします。

投資方針：

マスター・ファンドは、積極的に運用され、少なくともその資産の3分の2をヨーロッパの企業の株式および株式関連証券に投資します。

マスター・ファンドの投資運用会社は、長期的な事業運営、顧客、従業員およびサプライヤーに対する責任の認識、環境への配慮等、サステナビリティに積極的な特性を示す企業は、長期的な成長およびリターンの維持に、より有利な立場にあると考えます。

マスター・ファンドは、重大な環境要因、社会的要因およびガバナンス要因を参照し運用されます。これは企業価値に影響を与えうる気候変動、環境パフォーマンス、労働基準または役員構成等の事項が企業評価において考慮される可能性があることを意味します。

また、マスター・ファンドは、資産の3分の1を上限とし、直接または間接的に、他の証券（他の資産クラスを含みます。）、国、地域、業種または通貨、投資ファンド、ワラントおよび短期金融商品へ投資することならびに現金を保有することも可能です。

マスター・ファンドは、投資利益の達成、リスクの低減またはマスター・ファンドのより効率的な運用を目的として、デリバティブを利用することができます。」

取引停止

サブ・ファンドは、消滅ファンドの取引条件を反映し、以下の取引を停止します：

- 2021年3月24日から効力発生日までのサブ・ファンドの買戻請求またはサブ・ファンドからの転換請求

Schroder Investment Management (Europe) S.A.
5, rue Höhenhof
1736 Senningerberg
Grand Duchy of Luxembourg

Tel: +352 341 342 202
Fax: +352 341 342 342

- 2021年3月17日から効力発生日までのサブ・ファンドの購入申込またはサブ・ファンドへの転換請求

管理報酬

サブ・ファンドの管理報酬に変更はありません。

税務上の立場

本合併および／または本合併以前におけるサブ・ファンドの受益証券のいずれの買戻しまたは転換は、皆様の投資にかかる税務上の立場に影響を与える可能性があるため、本件につき、独立した専門家の助言を求めることをお勧めいたします。

敬具